

関係法令（法令概要）

●漁業法

第195条 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害したものは、100万円以下の罰金に処する。

第196条 次の各号に該当するものは、10万円以下の罰金に処する。
3 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又は壊したもの

●茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 (空き缶等の投棄等の禁止)

第6条 何人も公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。
2 何人も、海岸、河川その他の公共の場所において調理を伴う野外活動を行うときは、調理くず等を投棄し、又は放置してはならない。

(深夜花火の禁止)

第18条 何人も、海岸、広場、その他公共の場所において深夜（22時から翌6時までの時間をいう。）における花火をしてはならない。

●神奈川県迷惑行為防止条例

水浴場等における危険行為等の禁止（該当者は、50万円以下の罰金、拘留、科料）
第13条 何人も、通常人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において（以下「遊泳者等」という。）～中略～遊泳者等に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
2 何人も、遊泳者等の遊泳若しくは遊戯を妨げてはならない。
3 何人も、遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている海水浴場等の一般交通の用に供しない場所において、みだりに、自動車、原動機付き自転車若しくは軽車両を走行させ、又は排気音を発する等公衆に対し、著しく不快の念を抱かせるような行為をしてはならない。

届出・連絡・事前協議



湘南海上保安署 ☎0466-22-4999

海上でのイベントを行うときは事前にご相談ください。



茅ヶ崎市漁業協同組合 ☎0467-82-3025

漁業権の漁場区域にかかるイベントなどを行うときは、事前に協議を行ってください。



県藤沢土木事務所許認可指導課 ☎0466-26-2111

海・浜を利用するイベントなどは事前にご相談ください。



茅ヶ崎市役所農業水産課・公園緑地課 ☎0467-82-1111

海・浜・イベントデッキ・公園を利用するイベントなどは事前にご相談ください。

水難事故が発生したら



湘南海上保安署 ☎0466-22-4999

茅ヶ崎警察署 ☎0467-82-0110

茅ヶ崎消防署 119

海の緊急連絡 118

海・浜を利用される皆さまへ

茅ヶ崎の海は、黒潮の影響や海岸から数kmにわたる砂地の海底、

茅ヶ崎の沖合1.5kmにある「えぼし岩」には岩礁が形成されており、

回遊魚や底生魚など様々な種類の魚が獲れる県内有数の漁場です。

また、えぼし岩・富士山・江ノ島を背景にサーフィン、水上バイク

などのマリンレジャーを楽しむことができる人気のマリンレジャース

ポットです。

近年では、新たなマリンレジャーの普及やビーチサイドウォーク、

ランニングなど、海岸の利用者数が増加しています。

それに伴い、漁業者とマリンレジャーを楽しむ方とのトラブルやマリンレジャーを楽しむ方同士のトラブルが問題となっています。また、

砂浜でのバーベキュー、ゴミの投棄、大音量での音響設備の使用、深夜の打ち上げ花火など環境・景観や近隣の居住環境などに対して与える影響も問題となっています。

そこで茅ヶ崎市では、漁業とマリンレジャーの共存、美しい景観と環境の保全、海岸利用のマナーアップのため「茅ヶ崎 海・浜のルールブック」の見直しを行いました。

みなさんの手で魅力と秩序ある茅ヶ崎の海・浜を守ってくださいますようお願いいたします。

茅ヶ崎 海・浜のルールブック

ルールを守って



楽しく遊ぶぞよ～!!

発 行

茅ヶ崎市経済部農業水産課 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ☎0467-82-1111

協力機関

湘南海上保安署/茅ヶ崎警察署/神奈川県/茅ヶ崎市消防本部/茅ヶ崎市漁業協同組合
サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ/公益財団法人かながわ海岸美化財団
湘南レスキュー隊/日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部/リバーポートマリーナ
海岸開発協同組合/茅ヶ崎市サーフィン業組合/NPO法人茅ヶ崎海岸づくり推進機構
相模湾地域遊漁・海面利用協議会